

第五次和光市地域福祉計画 和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画

つながりを育み、誰もが安心して住み続けられるまちづくり

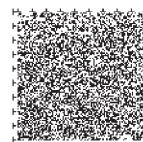
概要版



計画期間

令和8(2026)年度～
令和13(2031)年度

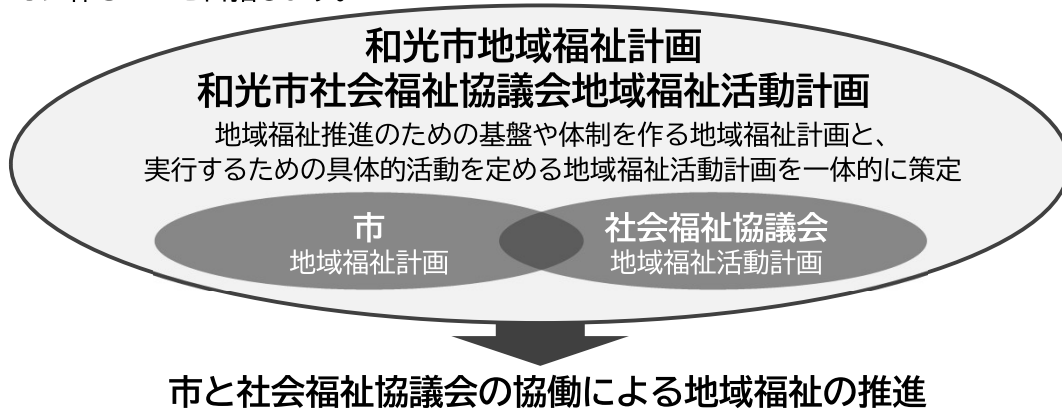
令和8(2026)年3月
和光市
和光市社会福祉協議会



● 計画策定の趣旨

近年の日本では、人口減少や少子高齢化が進み、核家族や単身世帯の増加、人々の価値観や生活スタイルの多様化、地域での連帯やお互いに支え合う機能の低下等、地域で生きづらさを抱えている住民に対する分野を横断した包括的な課題への対応やいざというときに助け合える地域コミュニティの構築が必要となっています。

和光市では「第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画」(以下、「地域福祉計画」という。)を策定し、制度の狭間で支援から取り残される個人・世帯がないように、包括的な支援体制を構築するとともに、公的な支援制度の充実に加えて、地域の人々やさまざまな活動団体がつながり、活躍の場や役割を持ちながら支え合う地域をともに作ることを目指します。



● 計画期間

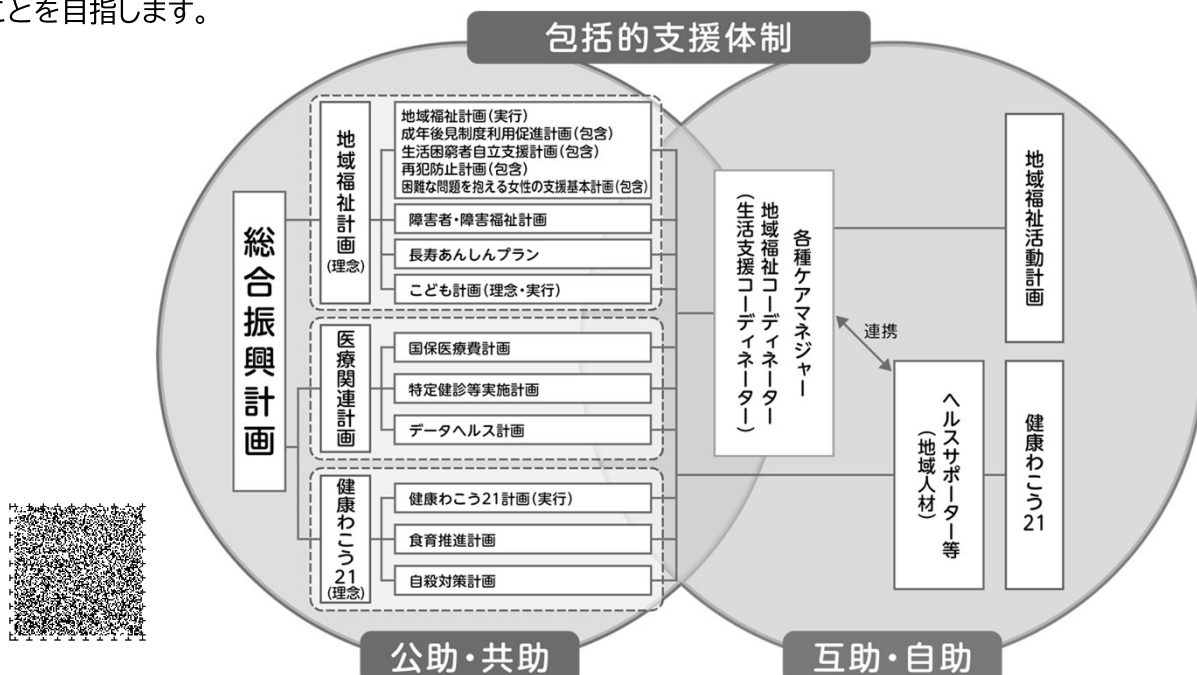
令和8(2026)年度から令和13(2031)年度までの【6か年】を計画期間とします。

計画	年度	令和2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
和光市総合振興計画	第四次	第五次										第六次	
地域福祉計画 地域福祉活動計画		第四次					第五次						

● 他計画との関係

地域福祉計画では、他の福祉関係計画の理念及び共通事項を定め、また関係計画では、その内容を踏まえて、施策の実行において相互連携を図っています。

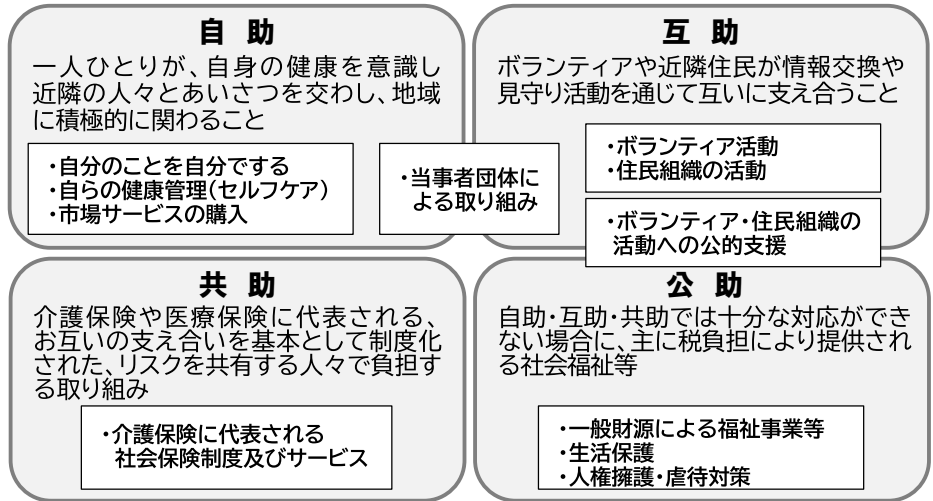
また、地域福祉計画と同様に、理念と共通事項を定め、各関係計画の連携を図っている「医療関連計画」及び「健康わこう21計画」と、地域福祉計画がそれぞれ連携することで、関係する計画の施策全てが機能的に連携することを目指します。



● 地域福祉とは？

地域に暮らす全ての住民が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域全体で人々が互いに支え合い、市や関係機関と協働しながら「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

地域福祉を浸透させるために、「自助」を基本としながら、「互助」「共助」「公助」をバランスよく組み合わせ合わせていくことが不可欠です。



● 地域共生社会とは？

多様な福祉ニーズに対応するため、全ての市民が、それぞれの立場や状況を超えて、地域でつながり、支え合いながら、自分らしく安心して暮らせる社会のことをいいます。

福祉、医療、介護、教育、就労など、既存の分野や制度の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や、NPO法人、企業、行政などが「我が事」として参画し、人と人、人と資源が「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、全ての人の生活の基盤としての地域を共に作っていくことを目指しています。



● 和光市の地域福祉における課題

1

多様化・複合化する支援ニーズへの対応

- 高齢人口(65歳以上)は一貫して上昇、特に後期高齢者(75歳以上)は令和5(2023)年以降、前期高齢者(65～74歳)を上回る
- 障害者手帳の保有者数は毎年増加している
- 生活困窮者の増加や社会的孤立の問題も顕在化している

2

地域コミュニティの希薄化や地域活動の担い手の不足

- 自治会の加入世帯数は一貫して減少傾向がみられる
- 民生委員児童委員数は、定数を下回る状況が続く
- 近所付き合いは「挨拶をする程度」が最も多い
- 自治会やボランティア活動における担い手が不足している

3

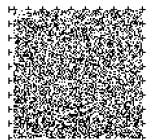
福祉制度や防災制度等に関する情報の格差

- 「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」、「成年後見制度」や「あんしんサポートねっと」という言葉や内容、「困難な問題を抱える女性への支援」に関する法律や相談先を知らない市民が多い
- 市のホームページがわかりにくいという指摘がある

4

関係機関や支援団体の連携

- 個人情報保護の難しさや民生委員の守秘義務が壁となり、必要な情報共有が制約されている
- 困りごとを抱えた住民を支援するために、地区社協間の横のネットワークの強化や、関係機関が連携を強めることが求められている



● 計画の基本理念と施策の体系

地域福祉計画では、『つながりを育み、誰もが安心して住み続けられるまちづくり』を計画の基本理念として、市民、市、社協がそれぞれの役割を認識し、ともに取り組んでいくことを目指します。

基本理念
**つながりを育み、
 誰もが安心して
 住み続けられるまちづくり**



基本理念

基本方針

基本施策

**つながりを育み、誰もが安心して
 住み続けられるまちづくり**

1 ニーズ把握体制の充実
 (ニーズ把握)

- (1) 相談支援体制・情報提供の充実
- (2) 民生委員児童委員との連携強化
- (3) 孤独・孤立に対する支援
- (4) ひきこもりに対する支援
- (5) ケアラー・ヤングケアラーに対する支援

2 だれもが参加できる
 市民活動の機会づくり
 (参加支援)

- (1) 地域福祉センター及びボランティアセンターの活用・機能の充実
- (2) 多世代交流・多文化共生の推進

3 ふれあい支え合える
 地域づくり(地域づくり)

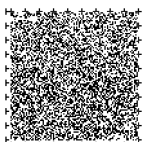
- (1) 地域の福祉活動の充実
- (2) 地区社協活動の充実
- (3) 地域福祉コーディネーター機能の充実

4 地域ぐるみでの
 見守りネットワークづくり
 (見守りネットワーク)

- (1) 地域の見守りネットワークの構築
- (2) 避難行動要支援者登録制度の整備
- (3) 避難行動要支援者・要配慮者への支援体制の充実

5 支援会議体の設置
 (支援会議体)

- (1) 多様な支援を共に考える会議の場づくり



● 施策の展開

基本方針1 ニーズ把握体制の充実(ニーズ把握)

基本施策 1 相談支援体制・情報提供の充実

取組項目

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ①属性を問わない相談支援 | ⑤市内活動団体の情報収集・情報発信 |
| ②相談事業所間の連携 | ⑥相談機関の市民周知 |
| ③住民による相談支援 | ⑦アウトリーチ活動 |
| ④地域共生社会を目指した住民による情報提供の充実 | |

基本施策 2 民生委員児童委員との連携強化

取組項目

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ①民生委員活動の周知 | ④民生委員活動への協力 |
| ②民生委員と関係機関との連携・協働 | ⑤民生委員の人材育成 |
| ③民生委員の人材確保に向けた働きかけの強化と各地区の連携支援 | ⑥民生委員への相談 |

基本施策 3 孤独・孤立に対する支援

取組項目

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| ①声を上げやすい・相談しやすい環境整備の検討 | ④ボランティア活動の紹介 |
| ②悩みや困りごとの相談先等の周知 | ⑤市民による地域活動の活性化 |
| ③住民同士による居場所づくり、日常での声掛けや見守り活動の促進 | ⑥地域活動等への参加 |

基本施策 4 ひきこもりに対する支援

取組項目

- | | |
|----------------------------|------------------------------|
| ①地域での見守りの実施 | ⑤ひきこもりについての講演会や勉強会、交流会の開催 |
| ②ひきこもりセンターによる早期発見・早期介入 | ⑥ひきこもりについての相談、勉強会、地域の居場所への参加 |
| ③ひきこもりを抱える世帯に対する相談支援体制の充実 | |
| ④ひきこもり当事者に対するニーズ把握や就労支援の実施 | |

基本施策 5 ケアラー・ヤングケアラーに対する支援

取組項目

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| ①地域の見守りによるケアラー・ヤングケアラーへの早期支援 | ④ヤングケアラーが過ごせる場の整備 |
| ②ケアラー・ヤングケアラーに対する相談・支援の実施 | ⑤ケアラーが相談できる場の周知 |
| ③児童センター(館)等の児童施設の活用促進 | |

基本方針2 だれもが参加できる市民活動の機会づくり(参加支援)

基本施策 1 地域福祉センター及びボランティアセンターの活用・機能の充実

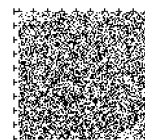
取組項目

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| ①地域福祉センターの有効活用と利用者の拡大 | ⑦学校・地域・地区社協が一緒になって行う福祉共育や活動参加の推進 |
| ②地域活動への参加支援 | ⑧福祉共育や活動への参加・協力 |
| ③地域活動への参加 | ⑨企業・社会福祉法人・NPO法人関係団体への社会貢献活動の啓発 |
| ④ボランティアセンターによる活動団体への支援 | |
| ⑤ボランティア活動への参加促進 | |
| ⑥ボランティア活動への参加 | |

基本施策 2 多世代交流・多文化共生の推進

取組項目

- | |
|---------------------------|
| ①だれもが参加できるまつりやイベント等への参加支援 |
| ②多世代交流の場への参加 |
| ③地域における多世代交流の場の活性化 |
| ④社協運営施設を活用した多世代交流の場の活性化 |
| ⑤多文化共生を意識した取り組みの実施 |
| ⑥多様な文化を理解する福祉共育の推進 |



基本方針3 ふれあい支え合える地域づくり(地域づくり)

基本施策 1 地域の福祉活動の充実

取組項目

- ①地域の居場所の整備と確保の支援
- ②属性を問わない相談支援
- ③地域の居場所を運営する関係団体の連携推進
- ④施設を活用した居場所づくり

基本施策 2 地区社協活動の充実

取組項目

- ①地区社協活動の周知、啓発活動への参加
- ②地区社協活動への理解と参加
- ③地区社協の活動支援
- ④地域団体や行政との連絡調整
- ⑤地区社協の活動場所の提供

基本施策 3 地域福祉コーディネーター機能の充実

取組項目

- ①地域福祉コーディネーターとの連携を図った地域活動の推進
- ②地域福祉推進協議会の活動の活性化
- ③地域福祉コーディネーターの機能の充実
- ④地域活動との連携

基本方針4 地域ぐるみでの見守りネットワークづくり(見守りネットワーク)

基本施策 1 地域の見守りネットワークの構築

取組項目

- ①見守り活動を担うメンバーを拡げる構成員の検討
- ②見守りネットワーク機能化のための仕組みづくり
- ③ネットワーク構成員による会議の開催 (定例会)
- ④(仮称)井戸端検討会議 (個別検討会)
- ⑤困りごと相談等の活用
- ⑥地域社会の受け入れとつながり

基本施策 2 避難行動要支援者登録制度の整備

取組項目

- ①避難行動要支援者登録制度条例化に合わせた取組内容の見直し
- ②制度の積極的な周知・申請の案内
- ③登録名簿の適切な管理
- ④支援者の登録名簿の有効な活用
- ⑤支援者の確保

基本施策 3 避難行動要支援者・要配慮者への支援体制の充実

取組項目

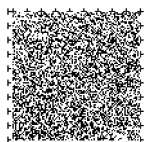
- ①地域住民や要支援者が参加する防災訓練の実施
- ②災害ボランティアセンターの周知及び立ち上げ・運営訓練の実施
- ③普段からできる災害等に対する備え
- ④市民同士による声掛けや見守り活動の促進
- ⑤市民同士による日常的な声掛けや見守り活動の実施
- ⑥市民による災害発生時の避難支援

基本方針5 支援会議体の設置(支援会議体)

基本施策 1 多様な支援を共に考える会議の場づくり

取組項目

- ①構成員の検討
- ②会議体の持つ役割や位置付けの明確化
- ③定期的(随時)会議の開催



● 地域福祉を推進するための計画

◆ 成年後見制度利用促進計画

認知症、知的障害、精神障害等のさまざまな理由により、自身の判断能力が十分でない方々を社会的に支えるための重要な仕組みである「成年後見制度」をはじめとする権利擁護支援によって、全ての市民が個人の尊厳を保ちながら、その人らしい生活をおくることができる地域社会の実現に向けた取り組みを推進します。

施策 1 権利擁護センター(中核機関)を中心とした支援ネットワークの構築

取組項目

権利擁護にかかる関係機関の組織のイメージ及び相談受理フローに基づく支援の実施

施策 2 市民後見人の養成と活動支援

取組項目

- ①市民後見人の養成講座の開催
- ②市民後見人に対する支援
- ③法人後見事業の実施

施策 3 権利を守る制度の利用促進

取組項目

- ①成年後見制度等の権利擁護に関する広報・啓発
- ②成年後見制度の利用に関する助成
- ③日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと)

施策 4 権利擁護に関する相談体制の拡充

取組項目

- ①権利擁護に関する相談支援
- ②市内相談機関との連携

◆ 生活困窮者自立支援計画

生活困窮世帯が抱える課題は、心身の健康や家族関係、社会からの孤立等、複数の要因が関係している場合が多く、既存の施策や個別の支援だけでは解決が困難なケースも増えています。本市における生活困窮者への一層の支援の強化を図ります。

施策 2 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく支援

取組項目

- ①教育の支援
- ②生活の安定に資するための支援
- ③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ④経済的負担の軽減のための支援

施策 1 生活困窮者自立支援法に基づく支援

取組項目

- ①自立相談支援 ④就労準備支援
- ②居住確保支援 ⑤支援につながる仕組みづくり
- ③家計改善支援

施策 3 多様な主体による支援

取組項目

- ①生活困窮者の早期把握
- ②支援につながる仕組みづくり【再掲】

◆ 再犯防止計画

罪や非行を犯した人が社会復帰の過程で困難に直面し、再び犯罪に至ることを防ぐための支援と、安全で安心な地域社会の実現を目指します。

施策 1 再犯者の立ち直りを支援する取り組みの推進

取組項目

- ①就労に向けた支援
- ②住居の確保支援
- ③保健医療・福祉サービスの利用促進
- ④学校等と連携した修学支援

◆ 困難な問題を抱える女性の支援基本計画

女性を取り巻く課題は、貧困やDV、性暴力、社会的孤立等が複雑に絡み合い、多様化・複合化しています。全ての女性が安心して暮らせる地域社会を実現するための施策を推進します。

施策 1 相談を通じたニーズの把握と適切な支援

取組項目

- ①女性相談支援員による相談
- ②多様な相談窓口によるニーズの把握
- ③女性を支援する者の育成
- ④多様な機関による女性支援

施策 2 更生保護に関する団体の活動支援

取組項目

- ①更生保護団体の活動支援
- ②朝霞地区更生保護サポートセンターに対する支援

施策 2 女性の自立を支援する体制の整備

取組項目

- ①保護回復支援
- ②就労支援

施策 3 更生保護に関する広報や啓発

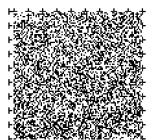
取組項目

- ①更生保護に関する広報や啓発

施策 3 ジェンダー平等に向けた理解の推進

取組項目

- ①ジェンダー平等に関する理解の推進



●市内圏域とは

地域福祉計画における圏域は、他の計画や制度との整合や福祉以外の分野における団体等との連携を図る観点から、市全体の概ね中学校区にあたる範囲を「**日常生活圏域**」とし、概ね小学校区を範囲とする「**地区社協圏域**」、さらに身近な活動範囲を「**地域圏域**」としています。

和光市全域

日常生活圏域【概ね中学校区】 3圏域

高齢者の自立した生活を支えるためのサービス提供圏域

地区社協圏域【概ね小学校区】 9圏域

地域住民が主体となって福祉課題に取り組むための圏域

地域圏域 地域に根ざした身近な活動圏域

自治会

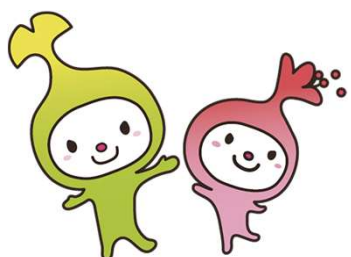
住民の生活環境の向上を図るとともに、地域内の助け合いや連携の基盤を担っており、住民同士の顔も見える関係づくりに欠かせない役割を持っています。

民生委員児童委員

民生委員法に基づいた地域住民の最も身近な相談相手として、生活上の困りごとや福祉に関する問題の解決をサポートしています。

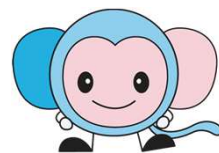
隣近所

地域圏域の中で最も日常的かつ直接的な「つながり」の最小単位です。孤立の防止や異変の早期発見といった地域福祉の「最後の砦」として、その重要性が改めて見直されています。



和光市イメージキャラクター「わこうっち」 和光市キャラクター「さつきちゃん」

福祉とは、全ての人を対象とした「ふだんのくらしのしあわせ」であり、誰もが安心して暮らすことができることをいいます。



和光市社会福祉協議会
マスコットキャラクター「わしゃもん」

第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画【概要版】

発行 令和8(2026)年3月

編集 和光市 福祉部 地域共生推進課／社会福祉法人 和光市社会福祉協議会

和光市 福祉部 地域共生推進課

住所:〒351-0192埼玉県和光市広沢1-5

電話:048-464-1111(代表)

FAX:048-467-1488

e-mail:d0500@city.wako.lg.jp

URL:https://www.city.wako.lg.jp/

社会福祉法人 和光市社会福祉協議会

住所:〒351-0104埼玉県和光市南1-23-1総合福祉会館内

電話:048-452-7111

FAX:048-465-8308

e-mail:info@wako-shakyo.or.jp

URL:http://www.wako-shakyo.or.jp/

